

「(仮称)田島中学校区小中一貫校整備工事」 工事説明 補足資料

1、工事期間中における学校運営について

○教育活動への影響について

- ・ 教育活動への影響については、工事中の騒音等や使用できる教室、運動場に制限があることから、工事の影響は少なからずあると認識しています。しかしながら、これまでの本市における校舎整備工事においては、必要な対策を講じ工事期間中においても大きな支障が生じること無く教育活動が行われております。
- ・ このたびの田島中学校での工事に際しましても、定期的に学校と工事関係者が協議を行うとともに、必要に応じて適宜、学校長から工事関係者に要請する等、可能な限り工事の影響を最小限とします。

○騒音等の対策について

- ・ 騒音対策としては、校舎の運動場側は廊下となっており、校舎増築工事の実施場所となる運動場側の窓は閉める予定ですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として道路側の教室窓は必要に応じて開放し換気を行います。
- ・ 中学3年生の高校受験対応について、特に工事説明会でもご意見のありました杭打ち工事は、工事関係者で協議を行った結果、当初予定から変更し公立高校入試の学力検査日である令和3年3月10日以降に実施します。3月10日以降につきましても、設置する振動計・騒音計の基準を上回らないよう低騒音型の重機を採用するとともに丁寧な作業に努めます。

○工事期間中の教育活動について

- ・ 調理室や美術室などの特別教室の改造については、すべての教室改造を同時期に行うのではなく、工事時期をずらして工事を実施します。工事期間中の一つの特別教室は使えなくとも他の教室を活用したり、そもそも工事期間中に使わなくても良いように計画的に授業を行ったりして対応します。
- ・ 体育の授業について、運動場は狭くはなりますが可能な範囲で使用するとともに、体育館・格技室・プールを有効に活用し、通常行う体育の授業が工夫して行えるよう学校で計画します。
- ・ 体育館の工事については、バスケットゴールの改修はテスト期間中や冬休みを利用して工事を行う予定としています。また、空調設備の工事期間については10日程度であり、通常、体育館で行うすべての授業が実施できるよう計画的に授業を行います。
- ・ 図書室については、新たな図書室は増築校舎に整備する計画であり、新校舎の完成までは、現在の図書室は引き続き利用します。
- ・ 工事期間中の部活動については、運動場・体育館・格技室を有効活用するとともに、校区各小学校の運動場を令和2年度の3学期以降、週1回放課後（生野南小：水曜日、田島小：木曜日）に運動場をお借りすることとしており、工夫して実施します。

加えて、他校の部活動と合同チームを組んでいる部活動については、合同相手校

での活動も予定しています。

- ・ 令和3年度の運動会については、6月18日（金）に丸善インテックアリーナ大阪（大阪市立中央体育館 港区）で実施する予定です。
- ・ 卒業式・入学式については、従前どおり体育館で実施する予定です。

○その他の安全対策について

- ・ 児童生徒と作業員の接触については、新校舎建設工事では仮囲いの塀で学校エリアと工事エリアが区画されており、作業員と児童生徒が接触しないよう配慮します。極力資材搬出入や作業員の移動は授業中のタイミングなどで行い、作業員との接触の機会を少なくなるよう努めます。また、工事で入校する作業員については、入校時に腕章をつけるなどの対策も講じることとします。

2、工事全般の進め方について

- ・ 工事の実施においては、近隣の皆様や児童生徒の安全を第一に、安全・環境面並びに学校教育面に最大限の配慮を行い進めてまいります。
- ・ 杭打ち工事については、中学3年生の受験時期も考慮し公立高校入試の学力検査日である令和3年3月10日以降に行うよう調整しました。
- ・ 工事中の騒音等や使用できる教室や運動場に制限があることから、学校教育における工事の影響はあると認識しています。定期的な学校との協議に加え、必要に応じて適宜、学校長の意見を伺うようにし、可能な限りその影響を最小限とします。今回の工事での振動・騒音の大きい作業は大型の重機を使う杭打ち工事や掘削工事などが想定されます。作業にあたっては低騒音型の重機を採用するとともに丁寧な作業に努め、学校側と連絡を取りながら騒音・振動抑制に努めます。
- ・ 工事に当たっては、低公害型の機材を使用したり防音シートを整備したりと、騒音や振動の対策を行います。そのうえで騒音や振動が大きく影響すると予想される場合には、作業時間の調整や作業現場から比較的遠く静かな教室で授業を行っていただくことは可能か、他の授業と入れ替えることは可能かなど事前に学校と調整しながら進めます。
- ・ 工事車両は、児童生徒の登校時間である8:00～8:30の間は車両の搬出入を禁止します。下校においても、児童生徒の移動が集中する時間帯を学校に確認し警備員に注意喚起します。学校入退場時及び学校場内は最徐行で運行します。必要に応じて警備員を増員し、安全確保に努めます。
- ・ 新校舎建設工事では仮囲いで学校エリアと工事エリアを区画し、作業員と児童生徒が接触しないよう配慮します。
- ・ 改修工事では、極力資材搬出入や作業員の移動を授業中のタイミングなどで行い、作業員との接触の機会を少なくなるよう努めます。
また、作業員には児童生徒に近づかないよう指示するとともに、改修工事で既存

校舎内に作業員が入る場合は、作業員に工事関係者とわかる腕章等を付けるなどの対策も講じることとします。

- ・工事の進捗状況などについては週間の工事予定を工事用出入口の見やすい位置に掲示します。

3、既設校舎の改修工事の進め方について

配布予定資料の「資料2 ステップ別説明図」(既設校舎改修工事ステップ1～4)と合わせてご覧ください。

なお、各改修工事の詳細な実施時期は今後学校と調整し進めます。

○令和3年3月中旬～4月下旬（改修工事ステップ1）

- ・主な改修内容：4号棟の2階にある学習室などの4教室を普通教室にするため、廊下側壁の一部の作り替えや床の塗装をするとともに、空調機の設置を行います。
- ・安全対策：廊下壁の作り替え期間は仮設間仕切りを設置し、生徒の通行部分と工事エリアを区画します。
- ・騒音振動対策：撤去作業などの騒音が出る作業は学校と調整し、授業に配慮した作業とします。
- ・作業員の動線：可能な限り作業員の通行は授業中や時間外に行います。

○令和3年7月～10月（改修工事ステップ2）

- ・主な改修内容：
 - ・体育館の屋根防水改修と外壁の補修や塗り替えなどの改修を行います。（※ステップ2～ステップ3にかけて行います）
 - ・階段出入り口部のシャッターや鉄扉を取り替えます。
 - ・第2理科室などを普通教室にするため、廊下側の壁の作り替えや内装の全面改修を行います。
 - ・その他の特別教室などで廊下側壁の作り替えや出入り口の建具の改修などを行います。
 - ・既存校舎の各階の廊下端部の壁を撤去して、新築校舎と接続する開口を設ける作業を順次行います。（※ステップ2～ステップ3にかけて行います）
- ・安全対策：廊下壁の作り替え期間は仮設間仕切りを設置し、生徒の通行部分と工事エリアを区画します。
- ・騒音振動対策：撤去作業などの騒音が出る作業は学校と調整し、授業に配慮した作業とします。
- ・作業員の動線：可能な限り作業員の通行は授業中や時間外に行います。
- ・その他：この期間の体育館の工事は外部のみのため、内部は通常通り使用できます。なお、外部足場があるため窓が多少暗くなりますが窓の開閉については作業中以外は開閉可能です。

○令和3年11月～令和4年3月（改修工事ステップ3）

- ・主な改修内容：
 - ・ステップ2に引き続き体育館の屋根防水改修と外壁の補修や塗り替えなどの改修に加え、バスケットゴールの取り換えや空調設備の設置を行います。
 - ・印刷室や更衣室を普通教室にしたり、普通教室を音楽室にするため、廊下側の壁の作り替えや内装の全面改修を行います。
 - ・特別支援教室を生活科室にするため天井などの内装を一部改修します。
 - ・4号棟北側の専用玄関の扉を移設し下足スペースを拡張します。
 - ・ステップ2に引き続き、既存校舎の各階の廊下端部の壁を撤去して、新築校舎と接続する開口を設けます。
- ・安全対策：廊下壁の作り替え期間は仮設間仕切りを設置し、生徒の通行部分と工事エリアを区画します。
- ・騒音振動対策：撤去作業などの騒音が出る作業は学校と調整し、授業に配慮した作業とします。
- ・作業員の動線：可能な限り作業員の通行は授業中や時間外に行います。
- ・その他：この期間内で体育館のバスケットゴールの取り換えや空調設備の設置工事を行います。学校と調整しテスト期間中や冬休みを利用して、できるだけ授業の支障にならないようにします。
バスケットゴールと空調設備の工事以外の期間は外部工事のため内部の使用は可能です。

○令和4年4月～令和4年12月（改修工事ステップ4）

- ・主な改修内容：
 - ・事務室、校長室などを特別支援教室にするため、廊下側の壁の作り替えや内装の全面改修を行います。
 - ・職員室を多目的室にするため内装の全面改修を行います。
 - ・図書室を調理・被服室にするため内装の全面改修を行います。
 - ・その他の特別教室も用途を変えるために内装の全面改修などを行います。
 - ・敷地南側渡り廊下の屋根の葺き替えと1階、2階の天井の張替えを行います。
- ・安全対策：
 - ・廊下壁の作り替え期間は仮設間仕切りを設置し、児童生徒の通行部分と工事エリアを区画します。
 - ・敷地南側渡り廊下の工事は、児童生徒の移動と作業が重ならないよう、1階と2階の作業時期を分けて行います。また、屋根の葺き替え工事の際に作業のための足場を設置しますが、周りにフェンスを設置し児童生徒が侵入しないようにします。
- ・騒音振動対策：撤去作業などの騒音が出る作業は学校と調整し、授業に配慮した作業とします。
- ・作業員の動線：可能な限り作業員の通行は授業中や時間外に行います。